

平成27年の土砂災害



活発化する火山活動『地域の宝』 —歴史的砂防施設—



提言

我々は、全国治水砂防促進大会を開催し、砂防関係事業の促進について次の通り提言を採択しました。

つきましては、これら提言事項の実現を要望いたします。

平成二十七年十一月二十六日

一般社団法人 全国治水砂防協会

会長 綿貫民輔



殿

提言

昨年の広島災害は、未だ記憶に刻み込まれているところであるが、本年においても台風18号等により全国で700件を超える土砂災害が発生している。一方、桜島、口之永良部島等全国で火山活動が活発化しており、周辺住民等に火山災害の不安を与えている。

このように我が国においては、「大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態」等が懸念されているが、それらを回避し国土強靱化を推進するためにも、第4次社会資本整備重点計画等に基づく土砂災害対策の推進が強く求められるところである。あわせて地方創生の実現に向けて、土砂災害対策を一層強力に推進すべきである。そのためには以下の項目について強力に推進すること。

1. 土砂災害防止施設の強力な整備推進

国及び都道府県は、土砂災害対策に係る予算を大幅に増額し、土砂災害の防止、軽減の基本である砂防堰堤等の整備を、計画的かつ強力に推進すること。特に、避難場所、要配慮者利用施設、防災拠点、重要交通網等を重点的に保全すること。また、近年の流木災害実態に鑑み、流木対策の強化を行うこと。

2. 大規模土砂災害対策の推進

国は気候変動、大規模地震、火山噴火に伴う深層崩壊等の大規模土砂災害に備えるため、地震計や人工衛星等を活用した国土監視の強化を図るとともに、ハード対策を含めた総合的な大規模土砂災害対策を推進すること。

3. 火山噴火緊急減災対策の推進

国は、活発化する火山活動を踏まえ、火山ハザードマップの作成を都道府県と連携して進めるとともに、火山噴火に備えた緊急対策用資材の事前準備ができるよう火山噴火緊急減災対策事業を創設すること。

4. 砂防施設長寿命化計画等に基づく維持管理の推進

国及び都道府県は、砂防施設等に関する点検計画を含めた長寿命化計画を早急に策定し、計画的かつ適切な維持管理を行うこと。

5. 改正土砂災害防止法の推進

都道府県は、基礎調査を速やかに完了し、結果を公表するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を急ぐこと。併せて国及び都道府県は、市町村に対する警戒避難に必要な支援をさらに強化すること。

6. 警戒避難体制の整備と防災・減災活動の充実

都道府県は市町村と連携して、行政と住民の行動手順を共有するタイムラインを作成する等警戒避難体制の整備を一層進めること。防災意識向上のため、避難訓練等を行うとともに、教育関係機関の協力の下、防災教育を推進する等、啓発活動を充実すること。

7. 歴史的砂防施設の活用推進

国及び都道府県は、歴史的砂防施設が、時代の最先端技術を駆使して築造され、流域の安定と地域の安全のために現在も重責を担い、『地域の宝』として文化財登録されている状況を踏まえ、その活用を一層推進すること。

8. 体制及び組織・人材育成の強化

国及び都道府県は土砂災害対策に必要な推進体制と危機管理体制の強化を図ること。また、火山災害や大規模土砂災害の際に欠かすことができない土砂災害の専門技術者や研究者などに加え市町村職員の人材育成を強力に進めること。

平成二十七年十一月二十六日

以上